

2024 年度須坂市文化財取得審査会 議事録

【日時】 2024 年 11 月 14 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分

【場所】 須坂市役所本庁舎 3 階 302 会議室

【参加者】

〔委員〕： 石田 秀明 須坂吉向焼作品保存会会員・陶磁器研究家
竹内 靖長 松本市文化財課 城郭整備担当課長
田子 修一 元県立長野高等学校教員・博物館協議会委員
涌井 二夫 元小中学校教員・須坂市文化財審議委員

〔事務局〕： 勝山教育長、坂田社会共創部長、寺沢文化スポーツ課長
中村文化財係長、小林主事

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 取得審査会委員名簿
- ・ 陶磁器の取得に係る須坂市文化財取得審査会への諮問書
- ・ 取得予定作品一覧

【会議の状況】

1 開 会（中村係長）

2 あいさつ（勝山教育長）

3 人事通知書交付

4 会長・副会長の互選について

互選により、会長を涌井委員、副会長を石田委員とした。
事務局も含め出席者が自己紹介をした。

5 会 議

（1）文化財（陶磁器）の取得について

資料に基づき取得予定作品及び今回の諮問内容について事務局より説明。
取得予定の 16 点について現物をひとつひとつ確認する時間を設けた。

【現物を確認しながらの意見】

委 員：すべて須坂の紅翠軒の焼物と考えてもいいだろうか。

委 員：100 パーセントそうだとは言い切れない。間違いなく須坂で焼かれた吉向
焼だと 100 パーセント断定するには、紅翠軒の箱かあるいは判子、あるい
は息子の一郎が賜った連珠印がうってある、あるいは、手書きのもあるが、

それがあれば断定できる。金印（金判といわれている水野忠邦から拝領をうけた行書の小判印）があるというだけで、須坂と限定するのは誰もできないと考える。

委員：土に関しては、大阪で造ったものと須坂で造ったものでは、何か特長はあるだろうか。

委員：当然違うはずだが、割ってみないとわからないだろう。須坂の土も、明覚山の須坂藩の馬場から取ったという話、大日向の土を使ったという話もあるが、資料が少なくてはっきりしない。

ただ、仮に須坂産ではないとしても、大阪かもしれないけれど吉向焼として皆さんにご覧いただいたときに決して恥ずかしいものではなくて、素晴らしいねと思ってもらえるものであれば、須坂市として所蔵していても決して悪いことではないと思う。かえって、その方がいいのではと思う。吉向というのは、各地を旅しながら、殿様に仕えながら造っているの、そこの特徴が出てくるはずだ。

委員：吉向が須坂にきたのが 61 歳の時なので、一番いいものが造られているはずだ。大阪のものよりも須坂のものの方が、いいものができている。もう一つのプラス要因は、一朗という養子が居たことで、一朗の技術はなまじのものではなくて、田中本家博物館にある大きな焼物を造れたほど。力のある二人が、もしかしたら吉向は高齢で一朗の方が力を出してかもしれないが、これだけの傑作品ができたということは大阪ではなくて、これらは須坂で焼かれたものであろうと思う。

委員：この「緑釉金彩若松食籠」は傑作品だ。こういうものが先ほど言った、仮に須坂で焼かれていなくても須坂で持っておくべきもので、これを「絶対に須坂産ではない」という人がいたらお目にかかりたい。根拠をご教授いただきたい。

委員：急須があるのが興味深い。煎茶道が背景にあって、その文化の伝承も吉向がきっかけで広まっていたのではないか。煎茶道は、中国文化への憧れがあって、文人画を見ながら漢詩を唱えて煎茶を飲むといった煎茶道が江戸の終わりから明治にかけて流行っていた。県内他地でもその頃の焼物が出土するが、どこにでもあるのではなく、煎茶道の文化、背景を知っている所でないと出土しない。背景があって、広まっていく一つのきっかけが吉向だったのではと思う。その後続いていく藤沢でも急須を焼いているので、違った意味で文化の波及にすごく一役買ったのではと思う。

委員：須坂の吉向には涼炉がある。行阿が作った楽焼の涼炉も、一朗の連珠印が入った磁器の涼炉もある。涼炉の上に乗せる急須もピタリとくつつくもの

が残っており、今でいう煎茶の道具というか、あまり道具的なものは少ないが小さな茶碗がいくつかあるので、確かに煎茶文化があったことは間違いないだろう。

委員：「染付破れ入子菱に唐草文筆管」は楽焼ではなく磁器だが、これは傑作だ。めったにないもので、小さいものだが、普通これは焼物では造らない。殿様の注文品か何かかもしれない。だいたい、行阿も一朗も、自分の意思だけで造ることはありえない。その時の殿様や家老で決まるので、多分殿様の好みが生品に反映しているのではないか。特に菊花の食籠などは、須坂独特のもので、完全に殿様の意向を反映している。

委員：今後、藩主が菊が好きだったというような文書が出てくるとよい。

【作品の確認を終えて】

会長：取得予定の 16 点を全て拝見したが、それぞれ専門的な立場から、今回の作品の取得についてご意見、質問、忌憚のないものをお寄せいただきたいと思います。

委員：「紅翠軒」の印はないが、どれも大変立派なものだ。

委員：須坂で造った紅翠軒の作品かと聞かれば、それは分からないが、私が思うのは仮に違ったとしても今回の吉向焼は、どこに出しても恥ずかしくない製品だ。初代の製品であることは間違いない。それは、押してある判子から分かるし、さらには共箱もある。吉向行阿自身が書いた箱で、須坂で使われたといわれている判子も押してあるので、そうして考えてみると 100 パーセントではないとしてもかなり近い距離で、須坂産ではないかという感じがする。

もう一つ、行阿は 61 歳から 70 歳近くまで須坂で作陶をしていて、それに頼りになる一朗という名工が付いていた。吉向焼という長い作陶人生において最高の品物ができたのが須坂だろうと私は思う。大阪の作品と比べると、バラエティーに富んでいて色彩が豊かなものが須坂産には多い。仮に須坂産の作品でなくても、それはそれで須坂の作品と対照させることによって吉向という人の実動的なものが浮かび上がるから、どこに行っても名工は名工だということで、保存価値というのはあると思う。

確かに、紅翠軒とは言い切れないかもしれないので、あくまで初代吉向、あるいは二代吉向というそこまで記載を留めておく方がいいのではと思う。

委員：他の分野でもあいまいな部分はあるものなので、先の発言はその通りだと思う。紅翠軒で造ったという確証が仮になくても、初代吉向や二代吉向が造った可能性が限りなく高いということなので、今後須坂で造ったものか、

ますます研究されていくためにも、やはりこれだけの資料が散逸してしまうことは大変なことであるし、きちんとひとまとめにして博物館に収蔵してその後の研究に役立てるべきと思う。そのため、須坂市で保管して郷土の大切な資料としていくのがいいと考える。

また、先ほど急須の件で話が出たが、吉向の中で急須があったり涼炉があったり、煎茶の文化が感じられた。その後、須坂焼それから藤沢窯の方でもそういったものが見られるので、須坂地方に煎茶の文化が伝播していき、それを嗜む人たちがいる程度いたということが作品から考えられるので、須坂地方の文化形成という点でも吉向焼が一役買ったのではということが見えてくると言える。そういった意味で非常に大切な資料であり、当然保管していき、藤沢窯までの煎茶道の関連のものをひとまとめにして考えると新たな歴史が見えてくるだろう。

委員：問題は購入金額のことだと思うが、例えばネットオークションで「緑釉金彩若松食籠」に似たものが、当初出品された時 14 万円余りだったものが、価格が下がっていき、最終的には 2 万 7200 円で落札されているものを見た。今回の購入金額については、当然、古美術商に相談して出した数字だと思うが、「緑釉金彩若松食籠」は 20 万円となっており、インターネットで見た落札額と違いがありすぎるというところが素人から見て気になる。私が骨董品に対し素人で気になるということは、市民の大半は素人なので、値段ばかりを見て高いのか妥当なのかわからず、例えば議会などで「高額だ」という意見が出るとそれを信用してしまうのではないか。価値を理解してもらえるように、方策を考えるべきだ。

事務局：金額に関しては、所有者自身が美術品を査定できる方に相談して、提示されたものだ。どの作品がいくらということではなく、一括 16 点を 250 万円で購入し、その中には市指定文化財も含まれており、これだけの量と大きさであることから妥当な金額であるということを丁寧に説明していきたいと考えている。

委員：価格の話はシビアな話なだが、この作品を見て金額を言われてもほとんどの方はピンとはこない。興味がない人たちからすれば価格の判断が分かれると思う。そうなるとどう説得するかとなったときに、吉向焼の貴重さというところにいくしかない。

例えば、古九谷はすごく価値が高くて、何百万円なんて当たり前前に売っているが、東京など大きな市場に行けば必ずあり、お金さえあれば買える。ところが、須坂で焼いたあるいは初代吉向という話になると数がものすごく限定されて、ほとんど市場には出てこず、今回のような機会は非常にまれだ。何をもって価値を決めるかという、その稀少性と須坂に根付いている文化に着目するしかないと思う。だから単に陶磁器の価値とすれば、古九谷とは雲泥の差だが、須坂で考えたときに古九谷ではなくて吉向の方

が価値的には須坂では高いというように見てもらうしかないし、そう見るべきものではないかと思う。文化財は全般的に、そういうふうに解釈してもらうのが一番いいのではと思う。

委員：インターネットの件については、あくまでインターネットであり本物を見ているわけではないので、本物かどうかよくわからない、初代かどうかよくわからないことに対しての値段であり、一律で評価価格とは言えないのではないか。どう価格の話を納得してもらえるかはすごく難しいが、古いものとはそういうものなんだと思ってもらうしか言いようがない。

委員：インターネットの価格はピンキリで色々ある。運が良ければ本物が安く手に入ることもあり、掴まされたということもある。そこは一概には言えないが、やはり須坂においての稀少性があるものをまとめて収集できることの重要性ということを考えると、値段については提示された価格ではないというところがある。これを逃して散逸してしまうと、もう手に入らなくなってしまう。

事務局：値段については、こちらが購入させていただく場合、いくらなら売っていただけるかをご相談させていただいた。それで提示された金額が250万円で、市が買わないなら他の方に売る可能性もあるとのことなので、提示どおりの金額で購入することを考えている。審査会で答申への購入価格の記載方法についてご意見を頂ければ反映させたいので、お知恵をお貸しいただきたい。

答申案を配らせていただくので、金額の記載のことも含め、さらにご意見をいただきたい。

(2) 答申について

会長：事務局は答申案を説明してください。

※事務局が事前に作成した答申案を配布。読み上げて説明した。

事務局：記載内容についてご意見をいただきたい

委員：所有者の申し出の250万円が高いのか安いのかではなくて、購入するのに匹敵するものかどうか見極めをしている。そうした時に先ほどの意見をまとめてみると、これはあくまで郷土の遺産であるという大前提のもと、単なる美術品とは違う、その土地の遺産であり尚且つ、真贋は大丈夫、初代吉向の作品で間違いなことが分かっている。

郷土の遺産、真贋性、稀少性のことを盛り込んで答申とできないか。250万円が妥当かどうかは言えないが、提示された金額を値下げれば話がなくなってしまうので、市民の皆さんにどういう説明をすれば納得してもらえるかを考えるべきだ。須坂の文化遺産だからそれだけの価値があるという

話にした方がよい。

委員：散逸を防ぐという部分はとても大きいと思うので、そこも是非入れていただきたい。

委員：代替わりする時というのは文化財が散逸をする時なので、今回のような時にきちんと市として保存できていくということであれば、今が収集のときだと思う。保存していくということはとても大切であり、取得すれば市民の不朽の財産となるので、答申案にも書いてあるが、博物館などできちんと活用といったことも図っていただきたい。子どもたちに関しても、須坂では吉向焼というすごい焼物がかつて焼いていたのだと、博物館の見学のときにきちんと教育普及をしていただきたいと思う。そういった将来の須坂を担う子どもたちの為にも収集して、教育の場での活用にも図っていただきたい。

事務局：頂戴したご意見の、郷土の遺産であるという部分、初代吉向の作品で間違いないという部分、また稀少性の部分、それから美術的価値が高いということ、そして散逸を防ぐといったことから一括で購入することがふさわしいというご意見をまとめる形で修正したい。

委員：了承

会長：ただ今のようなかたちで事務局にて修正をしてほしい。

事務局：いただきましたご意見をもとに修正し、各委員さんに内容のご確認を頂いた後、会長と事務局の方で最終的に調整したものを答申とさせていただきます。

委員一同 異議なし

委員：別件で、答申に「須坂吉向焼」とあるが、これはあくまで造語で、紅翠軒吉向焼、あるいは須坂藩窯紅翠軒吉向焼が正しい。指定文化財名称として「須坂吉向焼」というのはわかるが、今回購入するものが指定文化財になるようなことがあれば、きちんと整理をしてほしい。

事務局：須坂市指定有形文化財「須坂吉向焼」ということで文化財の登録名称となっているため、この書き方としたが、本文中ではカギかっちは取り、単に「吉向焼43点を指定文化財とし」という記載に修正もできるがいかがか。

委員：今回の答申はこのままでいいと思う。これから先、展示の際など、何をもって「須坂吉向焼」というのかとの話になったときに、その点は注意した

方がよい。

また、先ほどから出ているが、購入して一回展示してしまったきりということはあるのではない。どこかで常設展示、今考えられるのは笠鉾会館だが、そういったところで誰もがみられる、子どもたちに話ができるようにできればいいわけで、そういったところまで考えて取得すると答申に入れば、納得を得られるのではないか。

委員：加えて、本文の「須坂の歴史を学ぶための資料」とあるが、歴史の後ろに「・文化」と入れていただきたい。

事務局：ご意見のとおり、展示に関して須坂で焼かれたかという部分については、よく注意して展示していくことは博物館と情報共有ができています。また、取得した際には、笠鉾会館は江戸期の資料に特化した館であるので、こちらで吉向焼を必ず見ていただけるような体制にすることを博物館と協力していきたい。

会長：他にはよろしいか。

事務局：いただいたご意見のもと修正し、各委員さんにご確認いただいたうえで、涌井会長と答申案の案を消す手続きを取らせていただきたい。

会長：事務局が修正した答申を私が確認して、答申を提出することでご一任いただけますか。

委員一同 異議なし

会長：長時間にわたり、良い意見をたくさんいただいた。事務局も大いに参考にしてもらいたい。

6 閉 会 （中村係長）

以 上

2024 年 11 月 14 日

須坂市教育委員会 様

須坂市文化財取得審査会

会長 涌井 二夫



文化財（陶磁器）の取得について（答申）

2024 年 10 月 28 日付 2024 文ス第 336 号で諮問がありました文化財（陶磁器）を市立博物館収蔵品として取得することについて審査した結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査事項

取得予定文化財（陶磁器）の審査

2 審査対象文化財

初代 吉向行阿作 吉向焼 16 点（別紙のとおり）

市指定有形文化財「色絵菊花食籠」1 点を含む

3 取得方法 購入

4 本文

須坂市では、初代吉向行阿の作品について、その散逸を防ぎ吉向焼の周知と調査研究に資することを目的に「須坂吉向焼」として 43 点を指定文化財とし、保存と活用に努めている。

この度審査した 16 点は、いずれも色彩豊かでバラエティに富み初代吉向の作風をよく表した豪華で丁寧な造りの銘品で、史料的価値・美術品的価値ともに高いものであり、指定文化財も 1 点含まれている。

これらを一括で購入することは、須坂にゆかりの吉向焼の散逸を防ぎ、調査研究を進めるという市の姿勢に合致するものであるとともに、市立博物館の収蔵資料を充実させるまたとない機会である。

いずれの作品も博物館で展示するにふさわしいものであり、これを展示することで市民には身近で焼物の銘品を鑑賞する機会を提供でき、また、子どもたちが須坂藩や江戸期の須坂の歴史・文化を学ぶための資料として活用を図ることも期待できる。

この作品群はすべて初代・吉向行阿の手によるものに間違いなく、その希少性と美術品的価値は非常に高いもので、江戸期の須坂の文化形成に影響を与えたことがわかる歴史史料としても、須坂市にとっては大変貴重な郷土の遺産である。この貴重な作品群を入手できる機会を逃すことなく、作品の散逸を防ぐためにも一括購入することが適当であり、博物館での展示はもちろん多くの市民に見ていただけるよう大いに活用を図られたい。

5 購入価格 2,500,000 円

別紙 取得吉向焼一覧

	作品名	作地 (推定)	備考・特記
1	緑釉糸印形蓋置	須坂	初代、小判印、保存会（紅翠会）の鑑定と箱書き
2	白楽彩絵鶴食籠	須坂	初代、小判印、保存会の鑑定、蔵者による箱書き
3	緑釉金彩宝槌食籠	須坂	初代、共箱に隅切り八角吉向印
4	緑釉金彩若松食籠	須坂	初代、小判印、共箱に隅切り八角吉向印
5	色絵菊花食籠（大）	須坂	初代、小判印、蔵者の箱書き 須坂市指定文化財
6	緑釉金彩草花文三重箱	須坂	初代、小判印、良質
7	緑釉金彩草花文二重箱	須坂	初代、小判印、良質
8	赤楽菊花浮彫蛤食籠	須坂	初代、小判印、蔵者の箱書き
9	織部草花文丸皿	須坂	初代、小判印、良質
10	金彩福寿・鶴亀印大樹形鉢	須坂	蔵者の箱書き、二重箱、良質
11	吉向三彩玄武酒入	須坂	初代、小判印、紫釉を使用、良質
12	楽焼 盃	須坂	初代、小判印、保存会（連珠堂）の鑑定と箱書き
13	南蛮写急須	須坂	初代、小判印、蔵者の箱書き
14	白楽若松文角切折敷	須坂	初代、小判印、保存会（紅翠会）の箱書き
15	黄釉手炉	須坂	初代、小判印、共箱、良質
16	染付破れ入子菱に唐草文筆管	須坂	手描き「吉向製」、保存会（連珠堂）の鑑定
			一括 2,500,000円

作品に押されている「小判印」は須坂藩からの
拝領印ではないが、須坂製の作品に押されて
いる印と基本的に同型のものである。